

労働基準監督官の仕事①

～監督指導業務～

監督指導業務（立入調査）

定期的に、あるいは働く人などからの情報に基づいて、会社に立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して、労働者の労働条件の実態を調査します。

法律違反が認められた場合には、責任者に対し、是正するよう文書で指導します。また危険性の高い機械・設備などがあれば、その場で使用停止を命ずることもあります。

<長時間労働対策>（令和5年度）

立入調査：26,117 事業場

うち違法な時間外労働があったもの：11,610 事業場（44.5%）

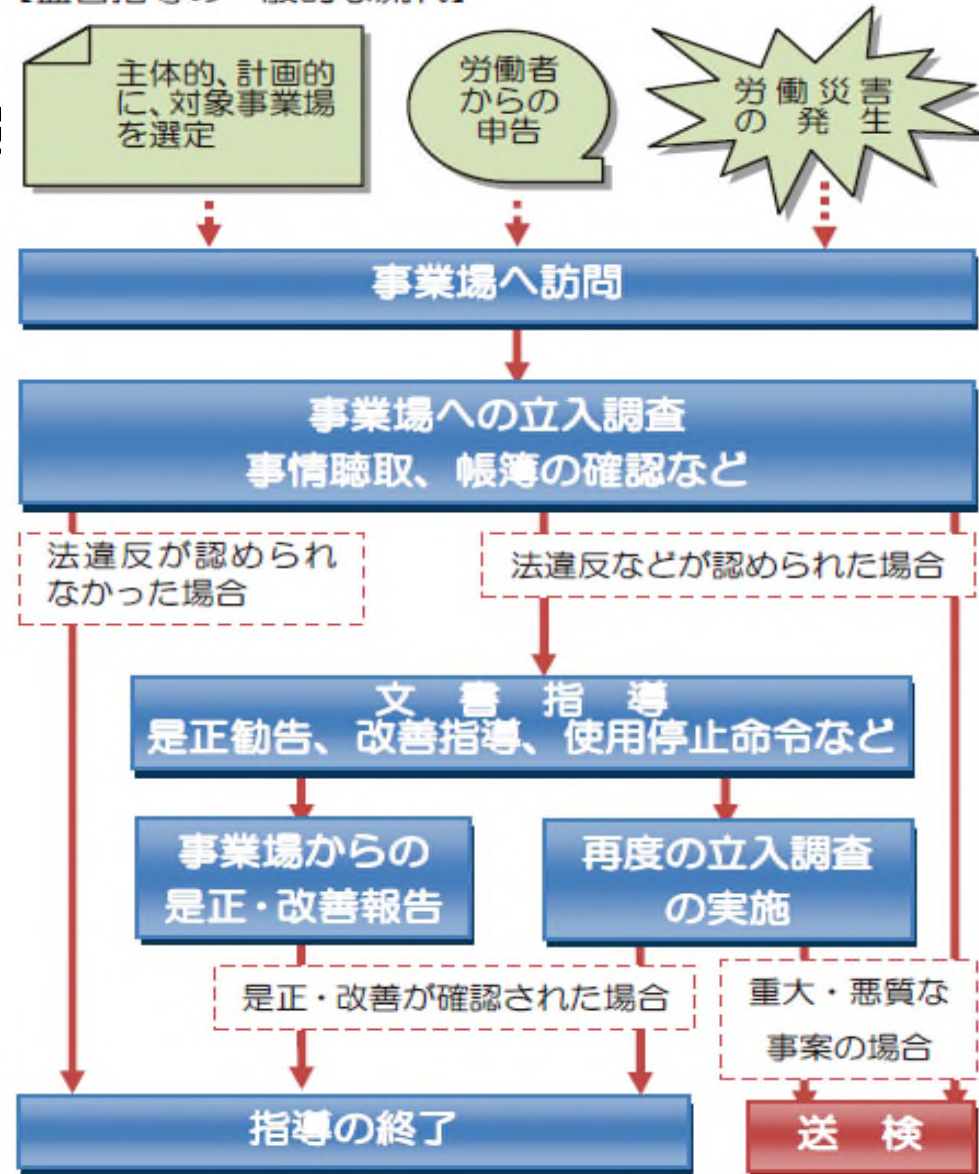
<賃金不払い対策>（令和5年）

立入調査：21,349事業場

賃金が支払われた労働者：174,809人

支払われた金額：92億7,506万円

【監督指導の一般的な流れ】



（注1）上図は一般的な流れを示したものであり、事案により、異なる場合もあります。

（注2）事業場への監督指導は、原則として予告することなく実施しています。

監督指導業務 ～立入調査の流れ～

労働者から相談



立入調査に出発



機械・設備、作業を確認

建設現場や工場の機械・設備や作業方法が、法律の基準を満たしているか確認します



労務関係資料を確認



指導文書の交付



法律違反が認められた場合は、文書を交付して、是正を求めます

タイムカードや帳簿などから、サービス残業や長時間労働が行われていないかなどを確認します

労働基準監督官の仕事② ～安全衛生業務～

安全衛生業務

働く人の安全と健康を確保するため、機械・設備が法律の基準を満たしているか、確認・検査などを行います。

具体的には、**クレーンなどの機械の検査や建設工事に関する計画の書類審査**を行うほか、事業場に立ち入り、労働災害発生の危険が認められた場合、法律違反ではなくても、責任者に対し、改善するよう指導や助言を行っています。

また、**労働災害が発生した場合には、原因を究明し、再発防止のための指導**を行います。



クレーンの崩落災害



機械・設備の状態の確認



実際の災害調査の様子

安全衛生業務 ～理工学系の専門分野と安全衛生業務～

労働基準監督官は、法律を扱うことから文系の職業だと思われがちですが、労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備も、重要な使命の1つです。

労働基準監督官には、理工系の採用試験区分もあり、理工系学科で学んだ知識などは、産業現場で起こる様々な問題に対応するために活用できます。

(活用例)

○機械工学

工場におけるプレスやロボットなどの産業機械の安全性の確認・指導など

○電気工学

工場や建設現場における電気設備の安全性の確認・指導など

○土木、建築学

高層ビルの建築やトンネル建設などの建設現場における工事計画の安全性の審査、指導など

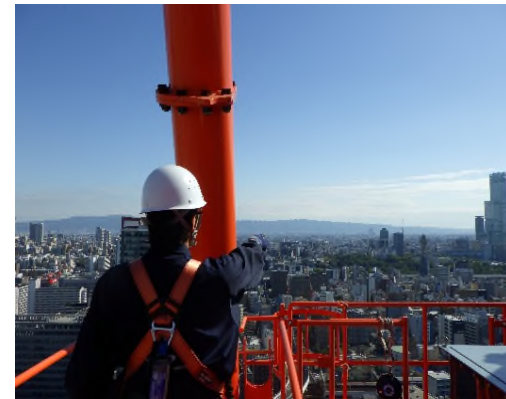
○化学

工場や研究施設、建設現場などにおける有機溶剤や鉛、石綿などの化学物質等を取扱う際の健康障害を防止するための指導など

○物理、数学

工場のボイラーや建設現場の足場などの機械設備や仮設物の強度計算など

廃炉作業などにおける放射線による健康障害を防止するための指導など



労働基準監督官の仕事③ ～司法警察業務～

司法警察業務

立入調査で指導しても法律違反を是正しないなど、**重大・悪質な事案は、司法警察官として捜査を行い、会社の刑事処罰を求めて検察庁に送検**します。

最近では、全国で毎年800件程度の事案を検察庁に送検しています。

捜査会議

捜査方針を定め捜査を開始します。



捜索・差し押さえ

裁判所から令状をとり証拠品を押収します。



証拠品の分析



取調べ

被疑者や参考人から事情聴取をします。



検察庁に送検



※逮捕を行う場合もあります。